

VIII 16 情報公開・説明責任

(a) 財政公開

【現状の説明】

本学園は、学園ホームページの『newsletter (学園内報)』を通じ、教職員を対象に学園の財政状況を公表（一般には、平成 13 年度決算まで非開示）してきた。

学園の財務状況の一般開示については、平成 14 年度から検討を加え、学校法人会計基準に拠った「資金収支計算書」・「消費収支計算書」・「貸借対照表」の各計算書（財務 3 表）の概要および「監査報告書」について、学園ホームページにより公表することを決定し、一般開示を行っている（平成 18 年度決算の開示は、19 年 5 月理事会承認後に公表）（『大学基礎データ』表 48）。

大学を含む傘下各学校の財務状況の一般開示については、現在は行っていないが、公開に向けて検討中である。

【点検・評価および長所と問題点】

学園の財務状況については、18 年度からは文部科学省の基準に則り学園ホームページで公開することとした。ホームページの他、事業報告書並びに決算書類全般については、大学を始め傘下各学校に備えて、一般開示をしている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学園は、本学園全体の平成 14 年度決算（各計算書・財務 3 表）の概要からホームページにより一般開示したが、18 年度決算からは事業報告書（Ⅰ. 設置学校と学生生徒数及び教職員数・Ⅱ. 教育環境に係る事業・Ⅲ. 引き当て資産及び借入金・Ⅳ. 決算諸表の概要・Ⅴ. 監査報告書）および、計算書類（1. 資金収支計算書・2. 消費収支計算書・3. 貸借対照表）のホームページ開示および、傘下各学校事務局に備え置き一般開示を行っている。その公開内容、例えば学園あるいは設置する学校の事業計画（予算）の概要の公表、学園ホームページ以外の広報物による公表、開示請求に対する対応（開示請求手続きから請求者に対する開示可否・説明部署）、公開に関する規程の整備に向け、検討を行い、着実にその改善・改革を推進しており、本「大学年報（自己点検・評価の項）」において、大学の収支状況を公開することにした。

(b) 情報公開請求への対応

【現状の説明】

本学園はホームページによる一般公開のほか、平成 18 年度からは私立学校法第 47 条により財産目録等の備え付け及び利害関係者の閲覧への対応が義務付けられた。そこで法人本部事務局をはじめ傘下各学校事務局にも財務関係書類を備え置き、一般公開にしている。また「財務関係書類閲覧対応マニュアル」を作成し対応することとした。閲覧書類は、①財産目録、②計算書類、③事業報告書の概容と④監査報告書である。閲覧中は担当者が同席することとし、希望あるものには閲覧のほか複写や写真撮影も可能としている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学園の情報開示は、現在は決算書類の概要を別途作成し公開しているが、概要ということで傘下各学校の内容ではなく学園としての内容開示になっている。19 年度の開示につ

16 情報公開・説明責任

いては、決算書類をすべて公開することを検討している。決算書類には内訳として傘下各学校の状況が内訳として記載されているので、各学校ごとの数値が公開されることにつながる。